

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

年金基金を巡る法律関係と会計処理との整合性について

古市峰子

Discussion Paper No. 99-J-9

IMES

**INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES
BANK OF JAPAN**

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京中央郵便局私書箱30号

備考： 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

年金基金を巡る法律関係と会計処理の整合性について

古市峰子*

要 旨

近年の金利低下や高齢化等に伴い企業年金の財政状況の悪化が問題となる一方、企業年金資産の運用規制緩和や確定拠出型年金の導入等により企業年金を利用した資産運用ビジネスの拡大が予想されている。こうした中、1998年6月、企業会計審議会から「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、これまで不備であった企業年金に係る事業主（企業）の会計処理について明確な基準が設定された。本稿は、上記意見書による会計基準の適用対象のうち厚生年金基金制度を取り上げ、その法律関係を整理することを通じて上記意見書にて示された会計基準を法的側面から検討したものである。

厚生年金基金制度の法律上の考え方を比較すると、例えば、これまで法的には事業主の債務でありながら会計上は事業主の負債として認識されてこなかった年金支給義務が事業主の負債として認識されるようになるなど、上記意見書は年金を巡る法律関係をより反映した会計処理を事業主に要求するものとなっている。一方、上記意見書では、加入者が受給資格を有しているか否かにより本来法的性質の異なる年金債務を一括して表示することが認められたり、既に事業主に発生していると捉え得る債務であっても、制度の改訂や数理計算見積りの変更などによる部分については遅延認識が認められているなど、法律関係と会計処理が一致しない部分がある。

この間、諸外国における会計上の概念フレームワークを見ると、会計上の資産負債概念の定義やその認識に当たっては、引続き法的権利義務であることが第一次的なメルクマールであり、その際には法形式に即した単純な判断よりも、より広い意味での法規範や法解釈に基づく緻密な分析に重点が置かれる傾向にあるように窺える。上記意見書で示された年金に係る会計基準は、基本的にはこうした動きと軌を一にするものとして評価できるが、法律関係をより緻密に分析した場合に必ずしもそれと整合的でない会計処理も残されており、なお検討の余地があろう。

キーワード：年金、厚生年金基金、退職給付、受給権、年金債務、法と会計

JEL classification: M41

*日本銀行金融研究所研究第2課（E-mail: mineko.furuichi@boj.or.jp）

本論文を作成するに当たっては、今福愛志教授（日本大学）、弥永真生助教授（筑波大学）、森戸英幸助教授（成蹊大学）、秋葉賢一日本銀行金融研究所国内客員研究員（朝日監査法人<アーサーアンダーセン>公認会計士）から有益なコメントを頂戴した。

目次

(はじめに)	1
. 年金基金関係者の法律関係	3
1. 従業員に係る法律関係	3
(1) 年金の受給要件	3
(2) 加入者の受給権の有無	3
(3) 受給権の債務者	8
(4) 従業員に対する基金の義務	10
2. 事業主に係る法律関係	10
(1) 従業員に対する権利義務	10
(2) 基金に対する権利義務	11
. 事業主の会計処理	13
1. 現行の会計処理	13
2. 「意見書」における年金会計処理の概要	14
(1) 「意見書」の意義	14
(2) 「意見書」における年金会計処理の考え方	15
. 法的視点による会計処理の再検討	22
1. 厚生年金基金を巡る法律関係と会計処理との異同	22
2. 法律関係と整合的な会計処理の要否　　諸外国の議論を参考に	23
(1) 法的権利義務の位置付け	23
(2) 会計上の資産負債概念と法的権利義務との関係	26
(3) 資産・負債の認識要件と法的権利義務との関係	28
(4) 小括	29
3. 年金基金を巡る会計処理の再検討	29
(1) PBOの採用	29
(2) 年金負債の一括表示	30
(3) 過去勤務債務および数理計算上の差異の遅延認識	30
(おわりに)	32
補論. 厚生年金基金制度の概要	33
【主要参考文献】	41

（はじめに）

近年の金利低下や高齢化等に伴い、企業年金の財政状況の急激な悪化やこれに対応するための年金給付額の削減等が議論の俎上に上がっている。一方、企業年金資産の運用規制緩和や確定拠出型年金の導入等により、企業年金を利用した資産運用ビジネスの拡大が予想されている。このような状況下では、企業年金の動向が投資情報や経営管理情報として極めて重要になってきているにも拘わらず、現行の会計処理やルールでは、例えば企業の財務諸表上、年金に係る財務状況が一切反映されていないといった問題がある。

こうした中、1998年6月、企業会計審議会から「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」という）が公表された。その主な目的は、これまで不備であった企業年金に係る事業主（企業）の会計処理について明確な基準を設定するとともに、年金など「従業員に対する退職後給付」という点で共通する制度を、その支給方法や積立方法等の違いに拘わらず「退職給付」として同一の会計基準を適用し、財務諸表の透明性や比較可能性の向上を図ることにある。

本稿は、「意見書」で示された年金の会計基準¹について、法的視点から検討を加えることを目的とする。一般に、企業会計と法律とでは目的が異なることから、会計処理は必ずしも法律関係と整合的でなくてもよいと考えられており、実際、法的権利義務が認められる債権債務が会計上認識されない場合（例えば保証債務）も少なくない。しかしながら、法律上の権利義務は法的強制力を伴うことから、いずれは企業の財務状況の変動要因となり得る可能性が否定できない点を考えると、当該企業に帰属する法的権利義務と整合的な会計処理を行うことは経済的観点からも重要であろう。

本稿では、以上のような問題意識に基づいて、「意見書」による会計基準の適用対象となる企業年金制度のうち厚生年金基金制度を取り上げ、その法律関係を整理することを通じて「意見書」で示された会計基準を法的側面から検討する。検討対象として厚生年金基金制度を取り上げるのは、同制度が、補論で詳述するように、母体企業とは別の法人格を有する基金を設立し、それに年

¹ 同基準は、2000年4月1日以後開始される事業年度から適用される予定となっている（「意見書」五1）。

金に係る一切の業務を行わせる点、企業が任意に採用できる私的年金制度でありながら公的年金である厚生年金保険を一部代行するという二面性を有する点において、「意見書」が適用される制度の中で最も法律関係および会計処理が複雑であり、これらの点を検討することによりその他の年金制度の在り方に対する示唆も得られると考えられるからである。

具体的には、 . において従業員および事業主を中心に、現行の厚生年金基金制度における年金基金関係者（事業主、従業員、年金基金、資産運用受託機関）の法律関係を整理した後、 . では事業主の年金に係る会計処理の現状および「意見書」にて示された基準の考え方をそれぞれ整理する。次いで、 . において、法形式と会計処理の整合性といった観点から現行会計処理と「意見書」との共通点・相違点を洗い出すことで、年金会計の在り方を検討する。なお、日本の年金制度における厚生年金基金制度の位置付けやその仕組み、特徴等については補論を参照されたい。

．年金基金関係者の法律関係

ここでは、従業員および事業主に係る法律関係を中心に、現行の厚生年金基金制度における年金基金関係者の権利義務を整理する。なお、本稿では、補論で示すように、特に断りのない限り、単独型で加算型方式の基金形態²を前提としている。

1．従業員に係る法律関係

(1) 年金の受給要件

厚生年金基金（以下「基金」という³）の設立が認可されるためには、年金の受給要件について、原則として 受給開始年齢が遅くても 60 歳であること、1 ヶ月を超える加入期間を受給要件としてはならないこと、加入者としての資格喪失を受給要件に加える場合には、基金からの脱退をもって資格喪失とすること⁴、が求められており（例規「厚生年金基金の設立認可について」第三1）、各基金はこの範囲内で基金規約⁵に基づき独自に受給要件の設計を行う。ただ例外として、加算型方式を採用する場合には、プラスアルファ部分のうち加算部分⁶については、1 ヶ月超、20 年未満の加入期間を受給要件とすることも認められている（例規「厚生年金基金の設立要件について」第二2(4)イ）。そのため、加算部分の受給要件については加入期間を 15 年～20 年程度とする基金が多いようである。

(2) 加入者の受給権の有無

従業員は、基金の設立⁷により、あるいは既に基金が設立されている場合は

² 補論．A-2(1)参照。

³ 本稿で「基金」という場合は厚生年金基金制度を採用するために設立された法人そのものを指し、かかる制度全体を指す場合には「基金制度」という。

⁴ 基金からの脱退による資格喪失の典型的なケースが退職であることから、以下では受給要件としての資格喪失を指すものとして「退職」という用語を用いることとする。

⁵ 補論．A-2(1)イ．参照。

⁶ 補論．A-2(1)ハ．参照。

⁷ 基金設立の効力は、厚生大臣より認可を受けた時に発生する（厚生年金保険法 113 条）。

当該事業主⁸の使用人となることにより、当該基金の加入者としての資格を取得する（厚生年金保険法＜以下「厚年法」という＞122条、123条1号）。さらに、年金の受給要件を全て満たした加入者は「受給者」と呼ばれ、基金に対して年金の給付を請求し得るようになる（かかる権利を「受給権」という）⁹。これに対して、全ての受給要件を満たしていない加入者の権利については必ずしも明確ではない。そこで、以下では、年金の法的性格を明らかにしつつ、この点を考察する¹⁰。

イ．年金の法的性格

内部引当型である退職金¹¹については、判例・通説上、労働基準法上の

⁸ 基金を設立した企業は「母体企業」と呼ばれる場合もあるが、本稿では「事業主」という用語を用いる。

⁹ 受給権は基金に対する権利であるか、事業主に対する権利であるかについては議論の余地があるが、この問題は 1.(3) で検討する。

¹⁰ 加入者の権利について、米国、英国、ドイツ等では、受給権保護を目的とした企業年金法が制定されており、受給権の発生時期や保護範囲、基金や運用受託機関の受託者責任、最低積立水準の設定等に関する統一ルールが確立されている。例えば、米国では1974年に「従業員退職所得保障法（the Employee Retirement Income Security Act、通称ERISA）」が制定され、加入者の受給権についても、勤続1年につき給与の1%というように毎年の勤務に応じて発生する年金給付（発生給付）の概念を定めるとともに、受給権付与の基準として、企業は5年基準（加入者の勤続年数が通算して5年以上ある場合には、年齢に拘わらず発生給付総額が一括して付与されるもの）または3～7年基準（加入者の勤続年数が3年を超えるまでに発生給付の20%の受給権が付与され、その後4年間にわたり毎年20%ずつ付与される＜したがって年齢に拘わらず勤続7年で完全な受給権が付与される＞というもの）の何れかを選択しなければならないとされている。

わが国においても、近年における年金財政の悪化等を契機に受給権保護の重要性がより強調されてきており、現在、「企業年金に関する包括的な基本法」を制定し、加入者の受給権を明確化する方向で検討が行われている。なお、諸外国の企業年金法の詳細については、第一勧銀総合研究所[1998]、企業財務制度研究会[1997]、厚生年金基金連合会[1997]等を、また日本における受給権保護の必要性に関しては、これらのほかにニッセイ基礎研究所[1998]、坪野[1998]、森戸[1998]等を参照。

¹¹ 広い意味の退職給付制度には、大別して年金給付等に必要な資金を社外へ拠出して積立てる外部積立型と、資金を社外へ拠出せずに社内留保により準備する内部引当型とがあるとされているが、このうち企業年金はに分類される。一方、としては退職一時金制度や自社年金制度があり、これらは特定の法律によって定められているものではないが、税制上、所定要件を満たす退職金規定を定めた企業が、毎事業年度の決算で支払資金を退職給与引当金勘定に繰り入れると、事業年度末に従業員全員が自己都合退職したと仮定したときに支払われる期末要支給額の40%（1998年法人税改正より20%に削減＜2002年まで経過措置あり＞）相当額まで損金算入が認められるという措置に基づいて利用されているものである。なお、本稿では、「退職金」という場合は、特に断りのない限り、の内部引当型を指すこととする。

「賃金」として捉えられている。すなわち、労働基準法上の「賃金」とは、使用者が労働の対償として労働者に対し支払義務を負うもの（労働基準法 11 条）をいうが、判例は、退職金につき、労働協約、就業規則、労働契約等でそれを支給する旨および支給基準が定められていることにより使用者に支払義務が認められる場合には、「賃金」の要件を満たしているとして（最三小判昭和 43 年 5 月 28 日判時 519 号 89 頁、最三小判昭和 48 年 1 月 19 日民集 27 号 1 巻 27 頁等）。

一方、基金による年金（以下「基金年金」という）の法的性格については、判例・学説上、必ずしも明らかではなく、基金制度のように社外で資金が積立てられ、実際の年金支給も社外機関によってなされる給付は労働基準法における「使用者によって支払われるもの」との要件を満たさないとして、その「賃金」性を否定する見解もある¹²。しかしながら、1.(3)で後述するように、確定給付型年金¹³においては基金への掛金拠出後も事業主は年金支給の義務を負っていると考えられることから、実際に年金業務を担うのが基金であることをもって事業主は年金支給債務を負担していないと解するのは適当でない。また、基金年金は歴史的に退職金から移行したものであり、その目的や機能等は退職金と同様と考えられること、基金年金に係る事項は労使間の合意により作成される基金規約によって明確に定められているが、この規約は労働契約あるいは労働協約として捉え得る場合が多いこと、から判断して、労働基準法上の「賃金」に当たるかどうかは別としても、基金年金は事業主に支払義務のある「賃金」の後払いと解するのが妥当であろう。

ロ．加入者の権利

このように、年金の法的性格が「賃金」であるとすれば、加入者は労働の提供により直ちに年金を受給する権利を取得し得るはずである。したがって、年金契約において全ての受給要件を満足するまで加入者が年金を受給できないのは、受給要件の設定という形で年金を受給する権利の効力発

¹² 例えば菅野[1997]。

¹³ 補論．A-2(1)二．参照。

生あるいは行使が留保されているに過ぎないと考えられる。換言すれば、年金を受給する権利を行使するためには全ての受給要件を満たす必要があるが、加入者はそれ以前の段階においても労働の提供に伴って受給要件を満足することを「条件」とした権利を取得していると解することができよう。

ここで「条件」とは、法律行為の効力の発生または消滅を成否未定の事実にかからせる法律行為の付款¹⁴である。条件付債権の場合、条件の成否未定の間はそもそも債権（ここでは受給権）自体は発生していないことになる（民法 127 条 1 項）。しかし、法は、条件の成就によって利益を受ける者は条件成否未定の間もその利益に対する期待を持っているとして、かかる期待を保護するために「期待権」という特殊な法的権利を認め、相手方の侵害行為を禁止する（同 128 条）とともに、一般の債権と同様の規定に従って処分、相続、保存または担保に供することが可能とされている（同 129 条）。労働を提供した加入者には、受給要件を 1 つも満たしていなくても、こうした「受給期待権」が認められると考えられる。

ところで、加入者の中には、受給要件のうち加入期間の要件は満たしており、後は退職または支給開始年齢に達しさえすれば完全に受給要件を満たすという者¹⁵（以下「受給待期者」という）がいる。こうした受給待期者は、退職または支給開始年齢に達しさえすれば年金を受給できることが確定しており、しかも退職または支給開始年齢の到達といった事実の何れかは将来到来することがほぼ確実である。したがって、受給待期者の受給権は既に発生しており、その権利行使について退職または支給開始年齢の到達といった「期限」が付されているものと解することができよう。

ここで「期限」とは、法律行為の効力の発生・消滅または債務の履行を将来到来することの確実な事実の発生まで延ばす法律行為の付款（同 135 条）であり、将来における事実の発生が確実である点、「期限」が債

¹⁴ 付款とは、法律行為の内容が無制限に効力を生ずる一般の場合に比較して、特殊の制限を付加するものをいう（我妻[1965]）。

¹⁵ 例えば受給要件として「加入期間が 15 年以上である者が脱退により加入員の資格を喪失した時または 60 歳に達したとき」と定めている場合、加入期間は 15 年に達したが、退職あるいは 60 歳に達していない者をいう。

務の履行について始期を付すものである場合には期限到来前においても債権は成立しているとされる点で、前述の「条件」と異なる¹⁶。そして、退職または支給開始年齢といった期限は、年金支給債務の履行について始期を付すものとして捉えることが可能であるから、受給待期者の有する「期限付受給権」は、期限前でも既に受給権として発生していると考えられよう。

以上を整理すると、受給要件のうち、加入期間の要件は期限付受給権を発生させるための「条件」として、また、退職または支給開始年齢の到達は期限付受給権の行使可能時期の始期を定めた「期限」として捉えることが可能である。したがって、加入者は加入期間の満了といった「条件」を満たすまでは「受給期待権」といった期待権のみを有するが、かかる「条件」を満たすことによって期限付ながら受給権（「期限付受給権」）を取得した受給待期者となり、退職または支給開始年齢到達といった「期限」の到来により確定した受給権を取得した受給者となると解釈できると考えられる（図表1参照）。

（図表1）年金を巡る法的権利義務

	従業員の法的権利	事業主の法的義務
受給者	受給権	確定債務
受給待期者 （受給資格者）	期限付受給権	期限付債務
その他の加入者	受給期待権	条件付債務

因みに、このような年金受給権に関する解釈論は、年金のうち代行部分については当てはまらないとの見解もあり得よう。代行部分は国の社会保

¹⁶ 四宮[1989]参照。

障制度として支払われる公的年金の支払いを基金が代行するというものであるから、事業主による「賃金の後払い」として捉えるのは困難とも考えられるからである。しかしながら、厚生年金保険も従業員として労働を提供することによって受給できるものであることから、事業主に支払義務があるかどうかは議論の余地があるとしても¹⁷、加入者は労働の提供に伴って受給期待権を取得すると考えることは可能であろう。

なお、前節(1)で見たように、代行部分については1ヵ月を超える加入期間を受給資格としてはならないとされていることから、加入者は遅くとも加入後1ヵ月で代行部分の期限付受給権を取得することになる¹⁸。

(3) 受給権の債務者

受給者および加入者は、受給権、期限付受給権または受給期待権を有するとして、次にその債務者が誰かを明らかにする必要がある。

イ. プラスアルファ部分

1. (1)で前述したとおり、年金は、労働協約等により、従業員がその事業主に対して一定の期間に亘り労働を提供することによって取得し得る権利として明確に定められている場合には、かかる支給義務を負うのは労働協約等の当事者であり労働の提供といった従業員の債務履行により利益を得た者、すなわち事業主であると考えられる。

問題は、事業主が基金に掛金を拠出することによって、年金支給債務も基金へ移転し、事業主が免責されていると捉えることが可能かどうかである。受給権が確定したかどうかの裁定は、加入者の請求に基づいて基金が行い(厚年法134条)、実際の年金支給も基金により行われること(同130条)等をもって、基金を受給権の債務者として捉える見解もあり得る。しかしながら、現在の基金制度は確定給付型であり、運用実績が予定利率を下回る事等により基金の保有する年金等給付積立金(以下「年金資産」

¹⁷ この点については次節(3)で検討する。

¹⁸ これに対し、厚生年金保険の受給要件は、基礎年金の受給資格があること、60歳以上であること、退職していること(但し、在職年金制度あり)、とされており、を満たすためには、基礎年金に25年以上加入していることが必要とされている。

という)が不足する場合には、事業主は追加的に資金を基金に拠出しなければならぬとされている。このように、事業主に追加拠出義務が残されている以上、事業主は基金への掛金の拠出をもって年金支給債務から免責されたとは言えず、それを引続き負担していると解するのが妥当であろう¹⁹。

ロ．代行部分

事業主は公的年金の一部である代行部分についても年金支給債務を負うかどうかについては、見方が分かれている²⁰。代行部分についても事業主が年金支給債務を負うとする見解は、基金の年金資産は代行部分とプラスアルファ部分とを区別せず一体のものとして運用し、年金資産が不足する場合には代行部分、プラスアルファ部分を問わず事業主が不足分を補填していること、代行部分も年金支給額が基本的には勤務期間に比例しており、労働の対価としての要素が強いこと、等を根拠にする。

一方、代行部分に相当する年金支給債務は事業主が負わず国に帰属するとの見解は、代行部分は、本来、国の社会保障制度として支給されるものであり、基金の年金資産が不足する場合に事業主が補填するのは、合同運用であるために代行部分、プラスアルファ部分の何れに対する不足か判断困難であるからという実務的な事情によるものに過ぎないこと、基金の解散時や中途契約がなされた場合には、代行部分とプラスアルファ部分は別々に扱われ、代行部分の支給義務およびそれに係る準備金は厚生年金基金連合会(以下「連合会」という)ひいては国に移管されること²¹、等

¹⁹ 松本[1995]は、基金の支払不能時における追加拠出義務を根拠に年金支給債務の実質的帰属者を事業主と捉えながらも、法的には年金支給債務は基金に帰属しているとした。しかし、上述のように法的にも年金支給債務は事業主に止まっていると捉えるのが妥当であろう。この点、岡田[1988]も、社外積立型退職金について「使用者が社外機関との間で退職手当に係る契約を結んだとしても、それは使用者が退職手当の支払いを確実にしめること等のため、その制度を利用したとみられることが一般であるから、そのことによって使用者が退職手当支給規程等に基づいて本来負っている労働基準法の義務を免れるものではないと解される」としている。

²⁰ 企業財務制度研究会[1997]参照。

²¹ 基金は、基金の代議員会における解散決議、基金事業の継続不能、または、厚生大臣による解散命令、により解散する(厚年法 145 条: と の場合は厚生大臣の認可が必要)。その場合、代行部分の支給義務は、それに係る準備金とともに連合会に移管され(同 162 条の 3 第 1 項)、さらに連合会が解散した場合には政府に移管される(同 85 条の 2)。

を根拠にする。

しかしながら、代行部分に係る年金支給義務が基金の解散時等に連合会ひいては国に移管されるとはいつても、逆に基金が解散しない限り連合会に年金支給義務が移管されない点を考えると、連合会・国は事業主の年金支給義務を保証しているに過ぎないものと解することができよう。また、事業主が実際には代行部分についても年金資産の不足分を補填しているのは実務的な事情によるものに過ぎないという点についても、代行部分に係る事業主の債務を否定する積極的な論拠としては十分でないと考えられる。

以上より、基金の設立により代行部分についての年金支給債務も第一次的には事業主が負うと解するのが妥当ではなかろうか。

(4) 従業員に対する基金の義務

基金は、事業主および従業員に対して、掛金等の支払請求権を有する（厚年法 138 条 1 項、139 条 3 項）一方、年金資産を原資として受給者に年金等を給付する義務を負う（同 130 条 1 項、2 項）。

かかる基金の各従業員に対する支払義務は、従業員について受給権が確定した時点、すなわち、従業員の請求に基づく基金の裁定により全ての受給要件が満足されたと認められた時点（同 134 条）に発生すると考えられよう。したがって、受給要件を完全に満たすまでは、受給待期者を含む加入者に対する基金の支払義務は未だ発生しておらず、基金は将来発生するであろう支払義務の履行に必要な資金を積立てる義務を事業主に対して負っていると考えるのが妥当であろう。

2. 事業主に係る法律関係

(1) 従業員に対する権利義務

上述のとおり、事業主は基金規約に基づき従業員に対して年金支給債務を負う一方、そのために必要な費用の一部として従業員から掛金を徴収できる。年金支給債務は従業員の労働提供に伴い条件付で発生し、その額は従業員の加入期間（勤務期間）を通じて累積され、加入期間の満了により期限付の債

務として発生し、退職等の期限到来によって確定する。事業主は、基金への掛金拠出後も年金支給債務から免責されないのは、1.(3)で前述したとおりである。

(2) 基金に対する権利義務

基金の保有する年金資産は受給者および加入者の利益のためにのみ充てられるものであり、事業主は基金が解散した場合でもその残余財産の分配を一切受けられない²²(例規「厚生年金基金の設立認可について」第七)。したがって、事業主は年金資産について何ら法的権利を有さない(所有権のみならず返還請求権も有さない)と考えられる。このことは、年金資産の運用に関して受託機関との間で締結される年金信託契約または年金保険契約において、信託契約の受益者あるいは保険契約の受取人は何れも事業主ではなく基金としなければならないと規定されている²³(厚生年金基金令<以下「基金令」という>30条1項、2項)ことから根拠付けられよう。

一方、事業主は、年金資産が年金支給債務を履行するのに不足する場合には、基金に対して追加的に資金を拠出する義務を負う。もっとも、基金は、年金資産を安全かつ効率的に運用するよう義務付けられている(厚年法136条の3第1項)ほか、分散投資義務、適正な年金数理に基づく業務遂行義務(同130条の3)等を負っている。また、基金理事は基金に対して忠実義務および任務懈怠理事についての連帯損害賠償義務(同120条の2)や利益相

²² 基金の解散時の残余財産は、まず連合会に引き継がれる代行部分の支給義務に係る準備金に当てられ(注21参照)、さらに解散時まで支給すべきであった年金等の支払いに当てられた後なお残っている場合には、解散時において基金が年金給付に関する義務を負っていた者に分配されなければならないとされている(厚年法147条4項)。かかる残余財産の分配を受けられる者としては、連合会に支給義務を移転した脱退者以外の脱退者で受給中の者、受給待期者およびその他の加入員であり、事業主への返戻が一切禁止されていることが基金の設立認可要件とされている(例規「厚生年金基金の設立認可について」第七)。

²³ 年金信託契約は、年金給付等に必要な費用に充てることを目的とする金銭信託であって、基金を受益者とするものでなければならない(厚年法130条の2、基金令30条1項)。また、年金保険契約は、保険契約者および保険金(年金)の受取人を基金、保険者を生保会社、被保険者を基金の加入者および加入者であった者とする契約であって(厚生年金基金保険普通保険約款1条)、保険金の受取人を基金とすることは法律上義務付けられている(厚年法130条の2、基金令30条2項)。

反義務（同 120 条の 3）を負うほか、基金と理事の関係は民法上の委任ないし準委任に当たるとして、理事は基金に対して善管注意義務（民法 644 条）を負うと解されている²⁴。したがって、基金または基金理事がこれらの義務に違反したことにより年金資産の不足が生じたと認められる場合には、事業主は基金または理事に対して損害賠償を請求できる。

²⁴ さらに最近では、年金資産に関する運用規制の緩和（資産配分に関するいわゆる「5・3・3・2」規制の撤廃）や運用利回りの低下による積立不足の拡大等に伴い、基金（あるいは基金理事）の受託者としての責任が強調されている。受託者（fiduciary）とは、ある当事者間に信認関係（fiduciary relationship）が存在する場合に、一方の信頼を受けて受益者の利益のために行動、助言する義務を負い、そのために広範な裁量権を有する者をいう（遠藤[1996]、第一勧銀総合研究所[1998]）。その典型的な例が信託における受託者（trustee）であり、英米においては、信託の受託者の義務と受益者の権利に関する法理、すなわち信託法理が狭義の信託以外の信認関係にも広く適用されている。そこでは一旦信認関係が認められると、個別の合意がない場合でも、受託者について一般に信託の受託者に準じた信認義務（注意義務および忠実義務）が発生し、受託者は受益者の利益のみを考えて注意深く行為すべきものとされる（日本銀行金融研究所[1998]）。日本では、信託法、商法、民法等の個別法において、受託者あるいは受任者等の善管注意義務や忠実義務が規定されているが、こうした広義での信託法理は発達しておらず、法律または契約がない限り、法的強制力を伴うかたちで受託者としての義務は生じないとされている。

こうした受託者責任について、わが国は、従来、基金は年金資産の管理・運用に関してはむしろ委託者であり、受託者は運用受託機関であるとして、運用受託機関の受託者責任が問題となることは考えられても、基金の事業主等に対する受託者責任はそもそも問題とはならないとの見方が強かった。しかしながら、上述のように基金自身による運用先の選別や自家運用の余地が拡大されるに伴い、基金（あるいは基金理事）も年金資産の運用・管理について一定の責任を負うのではないかと、その受託者責任の明確化の必要性が主張されている。例えば、1997 年 3 月に発表された「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」では、基金理事等の基金に対する義務の明確化が図られている（同ガイドラインの詳細については例えば神田[1998]参照）。

・事業主の会計処理

1. 現行の会計処理

従来、企業年金の会計処理については、包括的な基準がなかった。1979年に日本公認会計士協会から出された監査第一委員会報告第33号「適格退職年金制度等に移行した場合の会計処理および表示と監査上の取扱い」も、退職給与引当金制度から基金制度あるいは適格退職年金制度へ移行した際の退職給付引当金の取り崩し方法等について述べていたに過ぎなかった。このように、同報告は事業主の年金に関する会計処理方法を一般的に示したものではなかったにも拘わらず、そこでは退職給与引当金取崩額等を償却するための掛金（第二拠出金等）が原則として損益計算書上で費用処理するとされていることから、会計実務では事業主の年金に関する会計処理一般も同様に扱うものと拡大解釈し、基金への拠出額を年金費用として処理（損益計算書へ計上）している²⁵。すなわち、現行の会計実務では、事業主の財務諸表上、各期における基金への拠出額が当期の年金費用として損益計算書に計上されるが、それ以外には年金に係る事項が何ら認識されない。さらに、開示の面でも、事業主は基金の年金資産または責任準備金²⁶のいずれか一方を注記すればよいとされていることから、年金資産が責任準備金よりも少ない場合でも、当該注記のみからはその不足額を算定することができない。

こうした扱いが認められてきた背景の1つとしては、確定給付制度でありながら、これまで事業主は従業員に対して基金へ掛金を拠出した後も年金支給債務を負っているという考えが希薄であり、むしろ事業主は基金に対して掛金等の拠出義務を負っているのだから基金への拠出をもって年金に係る事業主の債務は全て履行されたとの考えが強かったことがある。

こうした会計処理に対しては、事業主は掛金拠出後も引続き年金支給債務を

²⁵ 企業財務制度研究会[1997]。

²⁶ 責任準備金とは、将来の年金給付を賄うために基金が保有していなければならない準備金であり、将来の年金給付額の現在価値（給付現価）と将来の掛金収入総額の現在価値（掛金収入現価）との差額（将来の掛金収入をもって将来の年金給付を賄うことができない部分）に相当する。この責任準備金は、年金資産によって賄われなければならない。

負っているにも拘わらず、同債務が貸借対照表に表示されないといった点が問題点として指摘されてきた。特に、高齢化に伴う年金受給権者の増加や新規加入者の減少、あるいは近年の金利低下や株式市場の低迷等により資産状況の悪化する中、事業主が年金債務を認識しないことに伴う問題がクローズアップされ、海外からも隠れ債務等の指摘が高まっていた。

2. 「意見書」における年金会計処理の概要

(1) 「意見書」の意義

こうした中、冒頭に述べたとおり、1998年6月、企業会計審議会から年金の会計処理に関する「意見書」が出された。その主なポイントは、以下の2点と考えられる。

イ. 退職給付に係る包括的基準の提示

「意見書」は、事業主から従業員にその退職後支払われる給付金につき、その支給方法（一時金支給か年金支給か）やそのための積立方法（企業年金等のような外部積立か退職給与引当金等の内部引当か）の違いに拘わらず「退職給付」として一括し、同一の会計基準の適用を要求している（「意見書」三1）。これにより、退職金制度毎に異なっている現行の会計処理が統一されることになり、財務諸表間の比較可能性が向上するほか、異なる退職制度に移行した場合における会計処理の調整が不要となる²⁷。

ロ. 事業主における年金債務・年金費用の認識

「意見書」は、退職給付の性格を「基本的に労働協約等に基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払い」として明確に位置付けている（「意見書」三2）。そのうえで、退職給付は労働の提供により給付義務の発生した時点で事業主の費用として認識すべきとの考えに基づき（同三2）、事業主は、従業員に対する将来の退職給付のうち当期

²⁷ 確定給付型を対象とする「意見書」の会計基準は、確定拠出型のように将来の退職給付について拠出後には追加的な負担が生じない外部拠出型の制度に対しては適用されない。もっとも、「意見書」は確定拠出型年金について、基本的には当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理するのが適当としている（同三3）。

の負担に属する額を当期の「退職給付費用」（以下本稿では「年金費用」という）として認識するとともに、当該費用の累計額である「退職給付債務」（以下本稿では「年金債務」という）から年金資産を控除した額を「退職給付引当金」（以下本稿では「年金負債」という）として貸借対照表の負債の部に計上しなければならないとしている（同四 1 参照）²⁸。

（２）「意見書」における年金会計処理の考え方⁹

上述のように、「意見書」における年金会計は、年金債務、年金資産、年金負債、年金費用といった要素によって構成されている。そこで、以下では、「意見書」にて示されたこれらの要素に係る年金会計処理の考え方を見ていく。

イ．年金債務

「意見書」に示された会計基準（以下「年金会計基準」という）における年金債務とは、貸借対照表日までに従業員が提供した勤務に対して、貸借対照表日現在で事業主が将来支給することを約束している年金給付の現在価値をいい、一定の保険数理上の評価方法³⁰および保険数理上の仮定（死亡率、退職率、昇給率等）に基づいて算定される。

年金債務の概念としては、どこまでを事業主の債務として捉えるかの違

²⁸ 「意見書」では「退職給付費用」、「退職給付債務」、「退職給付引当金」と呼称されているものを、年金の会計処理に焦点を当てて検討する本稿では、それぞれ「年金費用」、「年金債務」、「年金負債」と呼ぶこととする。

²⁹ ここでの記述は企業財務制度研究会[1997]、鈴木輝夫[1998]、今福[1998e]、多賀谷[1998a、b]によるところが大きい。

³⁰ 年金債務額の算定に用いられる保険数理上の評価方式としては、大別して発生給付評価方式と予測給付方式がある。これらは、何れも年金給付見込額のうち各期の発生額を見積る方法であるが、次の点で異なる。すなわち、発生給付評価方式は、退職時点の支給額を計算し、そこから割引率で割り戻すことにより各期の年金支給額および年金債務を計算する方法であるのに対し、予測給付評価方式は、将来の年金給付予想額全体を例えば給与に対する割合が一定になるように配分する方法である。何れの方法を用いても、当然最終的な年金債務は変わらない。予測給付評価方式の方が、従業員の勤務期間に亘って費用を平準化できるというメリットがあるが、拠出額とそれによって賄われる退職給付との対応関係が失われてしまう点が問題とされている。因みに、「意見書」では後述する SFAS87 や改訂 IAS19 と同様に発生給付評価方式が採られている。

いにより、次の3つが考えられている。

(a) 確定給付債務 (Vested Benefit Obligation : 以下「VBO」)

...受給要件を完全には満たしていないが既に加入期間の要件は満たした加入者、つまり受給資格を有している加入者および受給者に対する年金給付の保険数理上の現在価値をいう。

(b) 累積給付債務 (Accumulated Benefit Obligation : 以下「ABO」)

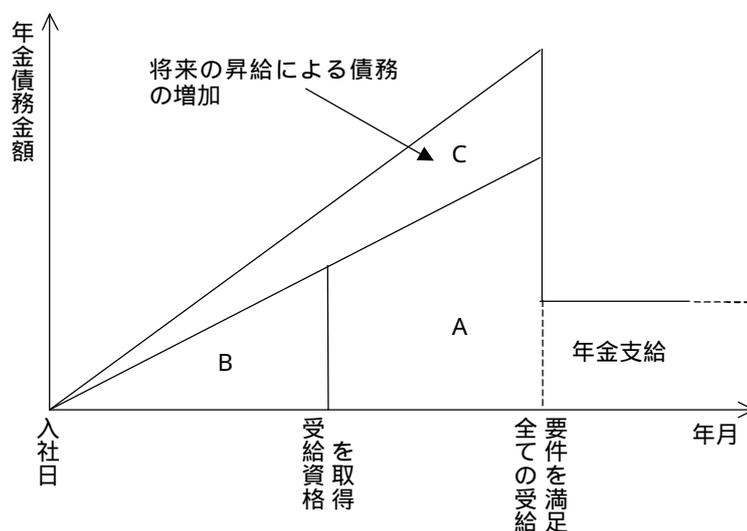
...VBO に加え、未だ受給資格を有していない加入者により提供された勤務をも勘案して計算された年金給付の保険数理上の現在価値をいう。

(c) 予測給付債務 (Projected Benefit Obligation : 以下「PBO」)

...ABO に加え、将来の昇給率も勘案して計算された年金給付の保険数理上の現在価値をいう。

VBO、ABO、PBO の関係を示すと図表 2 のとおり。

(図表 2) VBO、ABO、PBO の関係



$$VBO = A$$

$$ABO = A + B$$

$$PBO = A + B + C$$

「意見書」は、年金債務概念として、これらのうち最も広い年金債務概

念である PBO を用いている。これは、実際の退職給付が行われるのは先のことであることから、退職時まで合理的に見込まれる退職給付の変動要因を考慮して見積もることが必要であり（「意見書」四 2(1)）、かかる変動要因には少なくとも確実に見込まれる昇給等が含まれるべきとの考えによるものである（「年金会計基準」注解 3）。

この点、既に基準化されている海外の年金会計を見ても、例えば米国における財務会計基準書 87 号（SFAS87）「事業主の年金会計」³¹（1985 年 12 月公表）や国際会計基準改訂 19 号（改訂 IAS19）「従業員給付」³²（1998 年 1 月公表）においても、年金債務概念として基本的には PBO が用いられている³³。

ロ．年金資産

年金資産とは、企業年金制度において、従業員に対する年金支給にのみ充てることを目的として、事業主の他の資産から分離されて外部に積み立てられる資産をいう。このように、年金資産は年金支払いのためにのみ使用されることが制度的に担保されていることから、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に事業主の貸借対照表に計上することは問題があり、かえって財務諸表の利用者に誤解を与える恐れがあるとして、「意見書」では年金資産を貸借対照表において認識せず、それを公正価値で測定した後、年金負債（事業主の貸借対照表にて認識すべき年金債務＜八．参照＞）を算定する際に年金債務から差し引くこととされている（「意見書」四 4）³⁴。

³¹ Statement of Financial Accounting Standards No.87 “Employers’ Accounting for Pensions”

³² International Accounting Standards 19 (revised) “Employers’ Benefits”。同基準は 1993 年に公表された改訂 IAS19 「退職給付コスト（“Retirement Benefit Costs”）」を再改訂したものである。

³³ もっとも、SFAS87 は、事業主の年金債務概念として PBO を採用しつつも、実際に貸借対照表上に計上する年金負債（後述八．参照）の計算にあたっては、PBO ではなく、ABO を用いており、PBO は注記に止まっている。なお、SFAS87 の詳細については、例えば今福[1996]、企業財務制度研究会[1997]、五十嵐[1998a]等を、また改訂 IAS19 の詳細については、前二者のほか、五十嵐[1998b]、西川[1998]、山田辰己[1998]等を参照。

³⁴ こうした処理は、前述の SFAS87 や改訂 IAS19 と同様である。なお、年金資産が年金債務を上回る場合の会計上の扱いについては次の八．参照。

八．年金負債

年金負債とは、年金に関して事業主の貸借対照表の貸方（負債項目）に認識される項目をいう。年金負債は、年金債務から年金資産を控除した純額で認識されることから、その変動要因には年金債務に関わるものと年金資産に関わるものがある。年金債務または年金資産の変動要因としては、それぞれ以下のものが考えられる³⁵。

<年金債務の変動要因：（＋）は年金債務の増加、（－）は減少方向>

従業員が当期新たに勤務を提供したことによる新たな年金債務（年金給付の現在価値）の発生（＋）

受給者に対する年金の支給（－）

当期首の年金債務に対する利息の発生（＋）

制度の改訂による年金給付水準の引上げ（＋）、引下げ（－）

現在価値を計算する上での割引率³⁶の引下げ（＋）、引上げ（－）

年金債務の測定の前提とされた死亡率、退職率、昇給率について生じた予想外の上昇（＋）、低下（－）、または死亡率、退職率、昇給率に関する見積りの引上げ（＋）、引下げ（－）

<年金資産の変動要因：（＋）は年金資産の増加、（－）は減少方向>

事業主の基金に対する拠出（＋）

受給者に対する年金の支給（－）

年金資産の運用から生じる期待収益（＋）

期待収益の計算に用いた期待収益率の予想外の上昇または期待収益率の引上げ（＋）、低下または引下げ（－）

一般に、年金会計では、これらの変動要因のうち を勤務費用、 を利

³⁵ 企業財務制度研究会[1997]参照。

³⁶ かかる割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならないとされており、具体的には長期の国債、政府機関債および優良社債の利回りをいう（「年金会計基準」二2(4)、同注解6）。

息費用、 を過去勤務費用（「意見書」では「過去勤務債務」）³⁷、
、 を保険数理的損益（「意見書」では「数理計算上の差異」）³⁸、
は掛金等、 を期待収益と呼んでいる。なお、 と については必ず同額
がネットアウトされるため、変動要因にならない。

このうち「意見書」では、過去勤務債務については、その発生した時点
では認識せず、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費
用処理（遅延認識）することとしている。また、数理計算上の差異につい
ては、実務的には毎期生じるものであるが、見積計算に伴って発生するボ
ラティリティの処理を目的として、基礎率等の計算基礎（割引率等）に重
要な変動が生じていない場合には毎期見直さなくてよい（そもそも数理計
算上の差異を認識しなくてよい）とされている（重要性基準の導入）ほか、
基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じた場合において計算基礎の見直し
を行ったときなどに生じる数理計算上の差異についても、過去勤務債務と
同様、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費用処理（遅
延認識）することが認められている。そして、未だ認識されずに残ってい
る過去勤務債務および数理計算上の差異の累積額（それぞれ「未認識過去
勤務債務」、「未認識数理計算上の差異」という）は貸借対照表上は認識
しないこととし、年金負債の算定に当たって年金債務より控除（プラスの
場合）あるいは加算（マイナスの場合）することとしている³⁹。

このような遅延認識が認められる最大の理由としては、過去勤務債務に
せよ、数理計算上の差異にしても、全額を即時に認識することを正当化す
るだけの十分な信頼性をもって債務を測定することが難しい点がある。さ

³⁷ 多賀谷[1998b]参照。

³⁸ 多賀谷[1998b]参照。

³⁹ こうした過去勤務債務や数理計算上の差異に関する考え方は、SFAS87 や改訂 IAS19 でも基本的には同様であるが、具体的な処理においては若干異なっている。まず、過去勤務債務（改訂 IAS19 では「過去勤務コスト」と呼称されている）については、SFAS87 は「意見書」と同様であるが、改訂 IAS19 では、少なくとも確定した受給権について発生した部分は即時に認識しなければならないとし、受給権として確定していない部分については、それが確定するまでの平均期間で均等償却しなければならないとされている。また、数理計算上の差異については、SFAS87 や改訂 IAS19 では、見積計算に伴い発生するボラティリティの処理方法として、日本のような「重要性基準」ではなく、割引率等の計算基礎を毎期厳密に見直した上で数理計算上生じた差異が一定の範囲内に納まるか否かを判定し、一定の幅を超過しなければそもそも費用として認識しないとの方法（「回廊アプローチ」）が採られている。

らに、過去勤務債務については、給付水準の改訂等が将来の勤務状況に与える影響も勘案して策定している以上、その勤務が実現しない限りはその対価としての債務も認識すべきでないこと、また、数理計算上の差異に関しては、予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されることから、各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが年金債務の状態を忠実に表現するとは言えない面があること、などの点が背景として指摘されている（「意見書」四 3）。但し、未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異は、年金債務の内訳として注記することが求められている（「年金会計基準」六 2(1)）。

以上を纏めると、「意見書」における年金負債は、以下の要素によって構成されている。

$$\text{年金負債} = \text{年金債務} \pm (\text{未認識過去勤務債務} + \text{未認識数理計算上の差異}) \\ \text{年金資産}$$

なお、年金資産の実績運用収益が期待運用収益を超過した時や給付水準の引下げにより年金債務が減少した場合等においては、年金資産が年金債務を超過することも考えられる。この場合において、年金資産の全額を年金債務から控除するのは、当該超過額を実質的に事業主にて資産処理することにつながる。この点につき「意見書」は、外部に積立てられている年金資産を事業主の資産として認識することは適当でないとして、当該超過額を貸借対照表上、資産として認識してはならないとしている（「意見書」四 4）。

二．年金費用

年金費用とは、将来の年金給付のうち当期の負担に属する額をいい、期首における年金負債と期末における年金負債の差額（フロー部分）に基本的に一致するが、「意見書」では年金費用には掛金等を含まない扱いとしているため、この点だけは差が生じる。年金費用の構成は以下のとおりである（「意見書」四 2(4)）。

$$\text{年金費用} = \text{勤務費用} + \text{利息費用} \quad \text{年金資産に係る期待収益} \\ + \text{過去勤務債務および数理計算上の差異に係る費用処理額}$$

なお、「意見書」では掛金の拠出額が年金費用を上回る場合には、当該差額は経過的に「前払年金費用」として貸借対照表に計上することとされている（「意見書」四４）。

ホ．基金制度における代行部分の処理

「意見書」は、基金制度に関して、プラスアルファ部分と代行部分とは制度の運営主体および給付水準、財務計算が異なることを認識しつつも、両者は一体として運営され一括して給付されていることから区分計算が実務的に難しいこと、事業主が制度の運営および維持に実質的に関与しており、過去勤務債務等が発生したときには、多くの場合、全額を事業主が負担している等を理由に、会計処理においては、それぞれの部分を区分せずこれを全体として１つの退職給付制度とみなし、同一の会計処理を適用するとしている（同三 3(1)）。したがって、年金負債、年金債務、年金資産、年金費用の何れの計算においても代行部分とプラスアルファ部分は一括して計算され、事業主の年金負債または年金費用として認識されることになる。

・法的視点による会計処理の再検討

1. 厚生年金基金を巡る法律関係と会計処理との異同

以上、年金基金関係者の法律関係と「意見書」にて示された事業主の年金会計基準の考え方を整理してきたが、両者を比較検討すると、以下の点を指摘できよう。

< 「意見書」により法律関係と会計処理が統合的になった点 >

年金債務の認識

法律上、事業主は、従業員に対して、その労働の提供に伴い受給要件が満足されることを条件とした年金支給債務を負い、当該債務は基金への掛金等の拠出によっても免責されないと考えられる（ ． 1 ． 参照）。一方、会計処理の面でも、従来掛金等の費用処理のみがなされていたのを改め、「意見書」では事業主が貸借対照表上、年金債務から年金資産等を控除した差額を負債として認識しなければならないとされた（ ． 2 ． （ 2 ） 参照）。

年金資産の非認識

法律上、事業主は基金の保有する年金資産に対して何ら権利を有さない（ ． 2 ． （ 2 ） 参照）。一方、会計処理の面でも、「意見書」では事業主が年金債務から年金資産等を控除した残高を負債として認識することになった（ ． 2 ． （ 2 ） 口 ． 参照）ため、事業主の貸借対照表には年金資産が認識されない。

代行部分のプラスアルファ部分との一括処理

法律上、代行部分は、プラスアルファ部分と同様、事業主の債務と考え得る（ ． 1 ． （ 3 ） 参照）。一方、会計処理の面でも、代行部分とプラスアルファ部分とを区分せずに全体として 1 つの退職給付制度とみなし、同一の会計処理が適用されることになった（ ． 2 ． （ 2 ） ホ ． 参照）。

< 「意見書」適用後も法律関係と会計処理が一致しない点 >

PBO の採用

「意見書」は、年金債務概念として将来の昇給率をも勘案する PBO を用いている（ ． 2 ． (2) イ ． 参照）。しかしながら、法的に見ると、事業主の年金支給債務は貸借対照表日現在の労働条件の下でその時点までに従業員が提供した労働の対価として発生したものであると考え、事業主の法的債務と捉え得るのは、貸借対照表日において、既に全ての受給要件を満たしている受給者に対する年金支給額と、受給待期者その他の加入者が仮に受給要件を満たしているとすれば事業主が支払わなければならない額の合計額である（ ． 1 ． (2) 、 (3) 参照）。したがって将来の昇給率は勘案されず、ABO の範囲に止まると考えられる。

年金負債の一括表示

「意見書」は、事業主が受給者、受給待期者その他の加入者に対して負う年金支給債務を「退職給付引当金」として一括表示することを認めている。しかしながら、これらの債務の法的性質は、確定債務、期限付債務、条件付債務と、それぞれ異なっている（ ． 1 ． (2) 参照）。

過去勤務債務および数理計算上の差異の遅延認識（繰延処理）

「意見書」は、過去勤務債務および数理計算上の差異につき費用の遅延認識を認めており、これらの分だけ事業主の貸借対照表上で認識される年金負債が減額されることになる（ ． 2 ． (2) ハ ． 参照）。しかしながら、法的に見ると、少なくとも貸借対照表日までに従業員が提供した労働に対応する過去勤務債務および数理計算上の差異については、既に事業主の債務として発生している。

2 ． 法律関係と整合的な会計処理の要否 諸外国の議論を参考に

(1) 法的権利義務の位置付け

このように、「意見書」で示された会計処理を法的視点から捉えると、年金を巡る法律関係と整合的な点がある反面、法律関係と一致しない点も見られる。しかし、法的権利義務は強制力を伴い実現可能性も高いことを考えると、法的

権利義務を反映しない財務諸表は当該企業の財務状況を的確に表示するものとしては不十分なのではないかとも考えられる。特に法的債務は当該企業の意思のみでは免れることはできず、何れは履行を強制される可能性が極めて高い訳であるから、法的債務である以上は財務諸表にて認識しなければならないとの見解も成り立ち得よう。

また、将来の経済的便益の獲得または犠牲であっても、法的な権利義務（債権債務）としての裏付けを欠くものは、当該経済主体の会計上の資産負債として認識してはならないのであろうか。契約上明確な定めがないからといっても、毎年支払うことが事実上の慣習となっている、例えば年末特別賞与のようなものは、会計上の負債として認識しなければならないとも考えられよう。

そこで、本節では、ある経済主体に帰属する法的権利義務（債権債務）は、全てその貸借対照表上において認識されなければならないか、逆に貸借対照表上において認識する経済的便益の獲得・犠牲は、全て法的権利義務（債権債務）としての裏付けを必要とするのであろうか、という点について検討する。この問題は、端的に言えば、法的権利義務（債権債務）を会計上の資産負債との関係においてどのように位置付ければ良いのかということである。

わが国では、資産、負債など会計上の基本的概念を規定した一般的フレームワークが存在せず、企業会計原則や商法、証券取引法でも明確な定義を欠いている。したがって、こうした検討を行う場合には、諸外国における会計上の概念フレームワークを参照せざるを得ない。

諸外国における会計上の概念フレームワークでは、ある項目が貸借対照表上で認識されるために、当該項目が 会計上の資産負債概念の定義を満たすこと、資産負債の認識基準を満たすこと、の2点が求められている。そこで、以下（2）、（3）では、法的権利義務は会計上の資産負債として定義・認識すべきかという問題を、この2つの観点から具体的に検討するが、予め大まかな方向性を示すと次のとおりであろう。

まず、会計上の資産負債概念については、諸外国では、法律上の権利義務が会計上の資産負債の定義を満たすうえで不可欠の要素ではないと考えられている。これは、少なくとも制定法（statute law）や契約に基づいて明示的に法的権利義務と認められるものについては会計上の資産負債に該当し、さらにそうした法形式を有しないものでも、例えば衡平法上の債務（equitable

obligations) や擬制的債務 (constructive obligations) など、実質的な効力を有する一定の法規範に基づく権利義務が認められるような場合には、資産負債性を認めようという考え方である。このように、諸外国の概念フレームワークからは、制定法上または契約上の根拠を明示的に有する権利義務のみならず、より広い意味での法規範に基づく権利義務まで包摂した概念として、会計上の資産負債を再構成する考え方の潮流が見て取れる⁴⁰。

次に、資産負債の認識基準については、諸外国の概念フレームワークが掲げる経済的便益の流出入の可能性、測定の信頼性、意思決定有用性、経済実態の反映といった要件の充足を判断するうえで、取引から生じる法的効果や法的権利義務の実質的かつ緻密な分析が必要とされる。例えば、ある資産負債項目が将来キャッシュフローの流出入をどれだけもたらすかの判断は、取引の法的強制力に左右されるからである。このように実質優先主義のアプローチも、会計処理を制定法や契約などの法形式に忠実に行ってさえいれば良いとする考え方を排しながらも、取引の実質や経済的便益の流出入の実態を評価するうえで、法的効果の実質的な解釈に依存する面が小さくない。諸外国の概念フレームワークは、資産負債の認識基準として、一旦は法律関係に拘らないアプローチを取りながらも、結局は法規範の実質的な解釈まで含めた広い意味における法的権利義務の有無を重要なメルクマールとする方向にあると考えられる。

以上から明らかなように、会計上の資産負債概念の定義やその認識に当たっては、引続き法的権利義務であることが第一義的なメルクマールであり、その際には、法形式に即した単純な判断よりも、法規範や法解釈の緻密な分析に重点が置かれようになってきていることが確認される。以下では、諸外国の概念フレームワークの内容を具体的に見ていくこととする。

⁴⁰ 例えば米国における負債概念についてであるが、会計学文献および諸会計制度上の諸規程における表現が時代の経過とともに異なり、法的債務概念が負債概念を規定している段階（第一段階）から、法的債務ではない負債項目の登場によって、負債概念が法的債務概念から乖離し始める段階（第二段階）へ、さらに新しい非債務性負債項目の出現によって負債概念がさらに法的債務概念から隔離するとともに、法的債務でありながらこれまで負債として認められていなかったものが負債として承認されることによって、負債概念が法的債務概念を包摂する段階（第三段階）へと変遷しているとの見解がある（徳賀[1982、1994]）。

(2) 会計上の資産負債概念と法的権利義務との関係

米国では、FASB より公表された財務会計概念ステートメント (SFAC⁴¹) の中で、資産負債概念につき、それぞれ以下のように定義されている。こうした米国の考え方は、例えば IAS や英国でもほぼ同様である。

「資産とは、過去の取引または事象の結果として、特定の経済主体 (entity) により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である」 (SFAC No. 6 par.25)

「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の経済主体が、将来、他の経済主体に対して、資産の引渡または用役の提供を行わなければならないという現在の義務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」 (同 par.35)。

このような定義を満たすためには、まず資産については以下の3つの特徴を備えなければならないとされている (同 par.26)。

単独で、または他の資産と結合して、将来の純キャッシュ・インフロー (future net cash inflow) に直接または間接に貢献する能力 (capacity) を有する、発生の可能性の高い将来の経済的便益を具現 (embody) していること。

特定の経済主体が当該便益を獲得でき、かつ、当該便益に対する他の経済主体の取得可能性 (access) を支配 (control) できること。

当該便益に対する当該経済主体の権利または支配をもたらす取引その他の事象が既に発生していること。

このうち、 の条件は、一般的には法的権利に基づいて満たされるが、他の方法によって当該便益を獲得かつ支配し得るならば、権利の法的強制力は必ずしも経済主体が資産を有していることの必要条件とはならないとされている (pars.186、187)。

一方、負債の定義を満たすためには、次の3つの特徴を備えている必要がある (同 par.36)。

⁴¹ “Statements of Financial Accounting Concepts”

特定の事象の発生または請求に基づいて、特定の期日または確定し得る期日に発生する可能性の高い、現在の義務（duty）または責務（responsibility）を具現しているものであって、当該義務または責務の清算（settlement）が資産の引渡または使用により行われる予定となっていること。

当該義務または責務が、将来の犠牲を回避するための裁量を当該経済主体にほとんどまたは全く許さない程度に義務付けられているものであること。

当該経済主体に義務または責務を負わせる取引その他の事象が既に発生していること。

このうち、 の条件は、一般的には法的権利および義務に基づいて満たされるが、他の事由により、他の経済主体に対して、現金を支払い、他の資産を引渡し、または用益を提供するという義務または責務が存在する場合には、法的強制力ある請求権の存在は必ずしも負債の定義を満たすうえで不可欠ではないとされており、その例として衡平法上の債務や擬制的債務が挙げられている（同 pars.36、40）。

衡平法上の債務は、判例法または制定法（common or statute law）から生じるものではなく、倫理的または道徳的制約（ethical or moral constraints）から生じるものをいうと説明されている（同 par.40）。すなわち、衡平法上の債務は他の経済主体に対して、一般的な良心や公正の感覚で衡平、公正、正当とみなされることを行う義務から生じるとされる⁴²。一方、擬制的債務は、他の経済主体との契約や国によって課せられるものではなく、ある特定の状態における事実から生み出されたり、みなされたり、解釈されるものをいうと説明されている⁴³（同 par.40）。

このように、会計上の資産負債性が認められるかどうかは、制定法や契約

⁴² 例えば、営利企業は、他に何ら供給元を有していない顧客に対してある製品を引渡すことができない場合、法的には手付金の返還のみが要求されるとしても、その製品を完成して引渡す衡平法上の義務を負っているとされる（SFAC No.6 par.40）。

⁴³ 例えば、ある経済主体が毎年従業員に対して有給休暇手当や年末特別賞与を支払っている場合、たとえそれらの支払いが契約上の義務に基づくものでない場合でも、「毎年支払っている」という事実から、今年も支払うべきといった擬制的債務が生じるとされる（SFAC No.6 par.40）。

に基づく明示的な法的権利義務に加え、「将来の経済的便益の獲得・支配可能性」や「衡平法上の債務または擬制的債務の存在」といった法規範に基づく権利義務をも含む広い意味における法的権利義務の有無により判断されるということができよう。

(3) 資産・負債の認識要件と法的権利義務との関係

前述のとおり、ある項目が会計上の資産負債概念に該当する場合でも、さらにそれを貸借対照表において認識するかどうかは別途検討が必要とされる。例えば、IASC の「財務諸表の作成表示に関するフレームワーク」⁴⁴(以下「IASC 概念フレームワーク」という)では、資産負債概念に該当した項目を財務諸表上で認識しなければならない場合の基準として、

- (a) 当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入または企業から流出する可能性がかなり大きく、かつ、
- (b) 当該項目が信頼性をもって測定することができる原価または価値を持っていること、

を挙げている (IASC 概念フレームワーク par.83)。

こうした基準を満たすかどうかの判断においては、当該項目が、広範な利用者の経済的意思決定に有用な情報の提供といった財務諸表の目的 (同 par.12) との適合性 (同 par.26) を満たすために重要かどうかといった点が考慮されなければならないとされている (同 par.84)。また、単に取引その他の事象の法形式に従うのではなく、その実質と経済的実態に即して会計処理され表示されることが望ましいといった実質優先主義 (Substance Over Form) の考え方が採られている (同 par.35)。こうした考え方は、米国や英国でもほぼ同様である。

しかしながら、こうした実質優先主義によるアプローチにおいても、法的視点による評価がなされないというのではなく、逆に、何が実質や経済的実態に即するか、あるいは財務諸表の目的と適合するために重要ななどの判断において法的効果の実質的な解釈が加わっていると考えられる。なぜならば、

⁴⁴ “Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements”

何が実質あるいは経済的実態に即するかなどの判断は、そうした項目によって将来キャッシュフロー（経済的便益）の流入または流出が生じる可能性が高いかどうかが主なメルクマールとなるが、その可能性の程度は、当該取引から生じる法的効果の実質的な解釈に委ねられるところが大きいと考えられるからである。

（４）小括

以上、会計処理における法的権利義務の位置付けについて見ると、法的権利義務を貸借対照表上において認識すべきか否かは、法規範の実質的な解釈に基づいて判断されており、さらに、制定法や契約上の権利義務でないものでも、より広い意味での法規範に基づく権利義務が認められる場合には会計上の資産負債性を認め、貸借対照表での認識を要求する場合があります。こうした点からすると、会計においても、広い意味での法的権利義務の有無を緻密に分析し、それを反映した会計処理が望ましいと考えられるとの見方が可能であろう。

３．年金基金を巡る会計処理の再検討

前節（ ． ２ ． ）での議論を基に、年金基金を巡る法律関係と会計処理が一致しない点（ ． １ ． ）について改めて検討する。

（１）PBO の採用

まず、事業主の法的債務として捉えられるのは将来の昇給率を含まない ABO の範囲までと考えられるにも拘わらず、「意見書」が年金債務概念として将来の昇給率をも勘案する PBO を用いている、点（ ）はどうであろうか。PBO は法的債務である ABO を包摂したより広い概念である。そして、 ． ２ ． （ ２ ）で前述したとおり、会計上の負債概念は、発生した法的債務に限られず、擬制的債務などの法規範に基づく債務を含む、より広い概念として捉えられており、それにより将来経済的便益の流出が生じる可能性が高いと考えられる場合には貸借対照表にて認識するのが妥当とされている。したがって、未だ法的債務としては発生していない将来の昇給分についても、

かかる昇給が確実に見込まれており、その発生源となる債務が、受給待期者に対する期限付債務あるいはその他の加入者に対する条件付債務というかたちで既に発生している以上、事業主の年金債務として認識するのが妥当と考えられる。この観点からは、PBO の採用も肯定されよう。但し、より法的観点を重視するとすれば、PBO の認識と併せ ABO の額が注記によって開示されることが望ましいと考えられる。

(2) 年金負債の一括表示

次に については、確定債務、期限付債務、条件付債務といった法的性質の差異は、債務の履行可能性ひいては将来の経済的便益の流出可能性に影響を与えることを考えると、事業主の貸借対照表上、これらの債務を区分して認識することが適当ではないだろうか。少なくとも受給者に対する確定債務および受給待期者に対する期限付債務と、その他の加入者に対する条件付債務とでは、実質的な法律関係を緻密に分析すると、既に受給権が発生しているか単なる期待権に止まるかという点で大きく異なる訳であるから、前二者と後者は区分して認識するのが望ましいであろう。

(3) 過去勤務債務および数理計算上の差異の遅延認識

についても、「意見書」は、遅延認識を認める理由として、過去勤務債務や数理計算上の差異を信頼性を持って測定するのが困難である点を挙げているが、これらが法的には既に事業主について発生している債務であり、将来の経済的便益の流出可能性に大きく影響することを考えると、測定の困難性を理由にオフバランスとするのは、これらの法的側面を過小評価することにならないだろうか。会計処理における実質的な法律関係のより緻密な分析を重視する観点からすると、これらの債務についても、測定に不確実性が伴うのであれば、その旨を明示し、年金債務と区別した上で、貸借対照表で認識するのが妥当と考えられよう。さらに、過去勤務債務については、遅延認識の理由として、前述の測定の困難性に加え、「給付水準の改訂等が将来の勤務状況に与える影響」を指摘しているが、そうであれば、改訂 IAS19 が示

すように⁴⁵、少なくとも給付水準の改訂等による影響を受けない既に確定してしまっている受給権について生じる部分は即時に認識し、年金債務に含めるのが妥当ではなかろうか。

⁴⁵ 注39参照。

（おわりに）

最近公表された金融商品に係る諸外国の会計基準や公開草案を見ると、金融資産・負債の認識あるいは認識中止条件を論じるに当たり、法律関係のより緻密な分析が求められる傾向にあるように窺える⁴⁶。このように金融商品に係る会計処理において実質的な法律関係をより緻密に分析することが重視されてきているのは、金融商品が契約によって構成されていることから、その経済的効果を論じるにしても契約条項を取巻く法的権利義務を細かく見ざるを得ないといった面が大きいからとも言われている。

こうした金融商品の会計処理における議論は、年金会計についても当てはまると考えられる。実際、本稿で見てきたように、厚生年金基金を巡る会計処理は、1998年6月に企業会計審議会より出された「意見書」によって法律関係をより反映したものとなったと言えよう。近年の諸外国における年金会計の動向を見ても、より法律関係を反映した会計処理の方向へと進んでおり、わが国における「意見書」に示された考え方は、こうした動きと軌を一にするものとして捉え得ると考えられる。

以 上

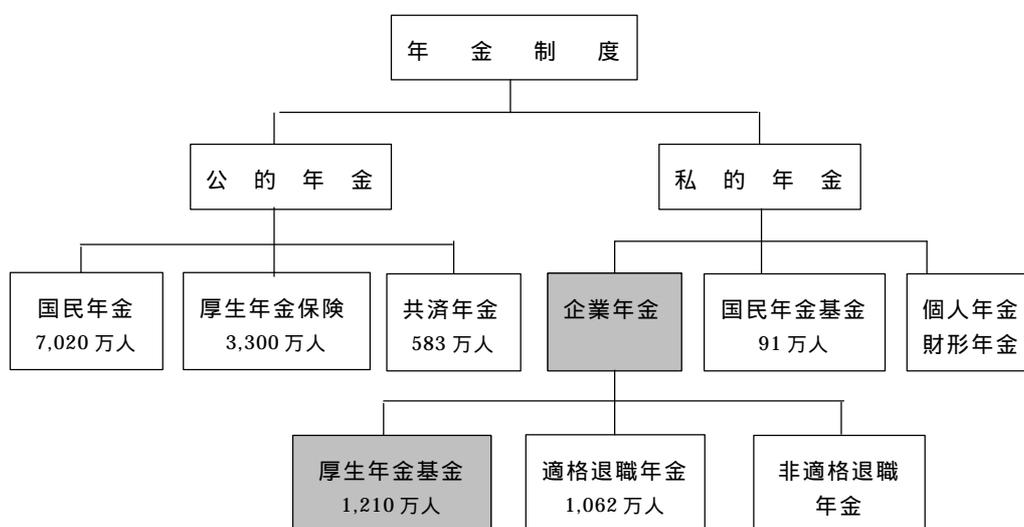
⁴⁶ 例えば、SFAS125「金融資産の譲渡とサービング、負債の消滅に関する会計」（1996年6月公表）やIASB公開草案E62「金融商品：認識と測定」（1998年6月公表）では、金融資産につき法的に支配を放棄していない限りオフバランス化できないとし、また金融負債についても、法的に当該負債に関する義務を免れるか、少なくとも法的に当該負債の第一次的義務者でなくなる限りオフバランス化できないとされている。また、日本でも、1999年1月に企業会計審議会より公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」においても同様のオフバランス化基準が提示されている。

補論．厚生年金基金制度の概要

A-1．日本における年金制度の枠組み⁴⁷

わが国の年金制度は、国が運営する公的年金と、国以外が運営主体となる私的年金とに分けられる（図表 A-1 参照）。

（図表 A-1）年金制度の分類⁴⁸



公的年金とは、国営の社会保険制度で、各制度の対象者が加入を義務付けられているものをいう。現行の公的年金としては、20 歳以上の全国民が加入する国民年金のほか、主として企業の従業員が加入する厚生年金保険⁴⁹、公務員が加入する共済年金の 3 つがある。

一方、私的年金とは、企業または個人が独自に積立てるものである。その代表例は、企業がその従業員を対象として運営する企業年金であり、これには厚

⁴⁷ 本稿における年金制度に関する記述は、今福[1996]、企業財務制度研究会[1997]、厚生年金基金連合会[1997]、第一勧銀総合研究所[1998]、広瀬[1997]等によるところが大きい。

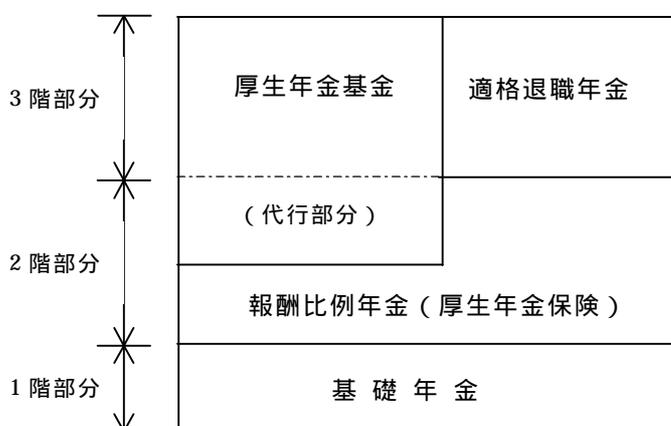
⁴⁸ ここでの分類は第一勧銀総合研究所[1998]による。なお、下段は 1997 年 3 月末の加入員の概数を表す。

⁴⁹ 厚生年金保険については、首相の諮問機関である経済戦略会議による最終報告「日本経済再生への戦略」（1999 年 2 月 26 日公表）の中で、民営化が提言されている。

生年金基金、適格退職年金、非適格退職年金がある。厚生年金基金とは、企業が厚生年金基金（以下「基金」という）という法人を設立し、これに同企業の年金運営を行わせるものをいう。また、適格退職年金とは、企業が年金原資を金融機関に預託して行う社外積立の企業年金であり、一定の適格要件を備えることにより、税制上の取扱いにおいて優遇されるものをいう。このほかの私的年金としては、個人が任意に加入する個人年金や財形年金、国民年金基金がある。

また、公的年金と私的年金は補完関係にあり、両者の関係はおおむね3階建て構造になっている。すなわち、全国民に共通の公的年金である国民年金（以下「基礎年金」⁵⁰という）が1階部分を、職域別の公的年金である厚生年金保険⁵¹や共済年金（これらは「報酬比例年金」⁵²ともいう）が2階部分を構成し、これらを補完するためのものとして企業年金や国民年金基金等の私的年金（3階部分）がある。なお、企業年金の基金は、公的年金である厚生年金保険の給付を一部代行している（図表A-2参照、詳細後述）。

（図表A-2）年金の階層構造例



⁵⁰ 国民年金に加えて厚生年金保険や共済年金等が給付される場合、国民年金に相当する部分を「基礎年金」、厚生年金保険等の部分を「報酬比例年金」ということから、本稿では国民年金に相当するものとして「基礎年金」という用語を用いている。

⁵¹ 厚生年金保険には、加入者の退職後に支払われる老齢厚生年金、加入期間中に初診を受けた傷病により発生した障害に対して支払われる障害厚生年金、加入者の死亡時に遺族等に支払われる遺族厚生年金があるが、本稿で「厚生年金保険」という場合は、特に断りのない限り、老齢厚生年金をいう。

⁵² 注50参照。

なお、日本には年金に関する包括的な法律はなく、各制度毎に根拠法が異なっている。例えば、基礎年金については国民年金法、厚生年金保険および厚生年金基金については厚生年金厚年法、共済年金については国家公務員共済組合法等がそれぞれ適用される。また、適格退職年金のように法人税法上の根拠に基づくものもある。

A-2 . 厚生年金基金制度の概要

(1) 特徴

イ . 別法人の設立

基金制度は、事業主とは別に設立された法人である基金によって運営される。基金を設立しようとする企業は、従業員の 2 分の 1 以上の同意および従業員の 3 分の 1 以上で組織される労働組合がある場合はその同意を得て厚生年金基金規約⁵³ (以下「基金規約」という) を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない(厚生年金保険法<以下「厚年法」という> 111 条 1 項)。この際、終身年金であること⁵⁴ (同 131 条 2 項)、基金を設立しようとする事業主に雇用される厚生年金被保険者(すなわち従業員)全員の加入が強制されていること(同 122 条)等が認可要件とされている。

基金は、基金規約に基づき、事業主および従業員から年金給付等に必要となる費用を徴収するとともに(同 138 条)、それを信託銀行や生保会社等を通じて運用し⁵⁵ (同 130 条の 2)、年金給付等に充てるべき資金の積立(年

⁵³ 基金規約には、基金加入者に関する事項、年金給付等に関する事項、年金給付等に充てるべき積立金の管理・運用に係る契約に関する事項、基金への掛金およびその負担区分に関する事項、基金の解散および清算に関する事項等が規定されなければならない(厚生年金保険法 115 条)。

⁵⁴ もっとも、基金より支給される年金のうち、プラスアルファ部分(後述 A-2 . (1)ハ . 参照)については、終身年金としてではなく一時金としての支給も可能とされている。

⁵⁵ 一定の要件を満たす基金は、厚生大臣の認可を受けて、掛金等の運用を投資顧問会社に委託することも認められている(厚年法 130 条の 2 第 2 項)。さらに、こうした運用拡大の認可を受けた基金のうち、資産額が 500 億円以上であるなど一定の要件を満たす場合には自家運用が認められるが、本稿では投資顧問会社との契約および自家運用のケースについては取り上げない。なお、1997 年 3 月末現在の基金資産全体に対する受託シェアは、信託銀行が約 55%、生保会社が約 35%、投資顧問会社が約 10%となっている(第一勧銀総合研究所[1998])。

金等給付積立金。以下「年金資産」という)を行う(同 136 条の 2、厚生年金基金令<以下「基金令」という>39 条の 2)。また、これを原資として受給要件を満たした者に対して年金を給付する(厚年法 130 条 1 項、2 項)。

なお、基金は設立の形態によって、1つの企業が単独で設立するもの(単独型)、主力企業を中心に複数のグループ企業が設立するもの(連合型)、業界団体等を組織母体として多数の企業が集団で設立するもの(総合型)の 3 つに分類可能であるが、本稿では特に断りのない限り、単独型を前提として検討している。

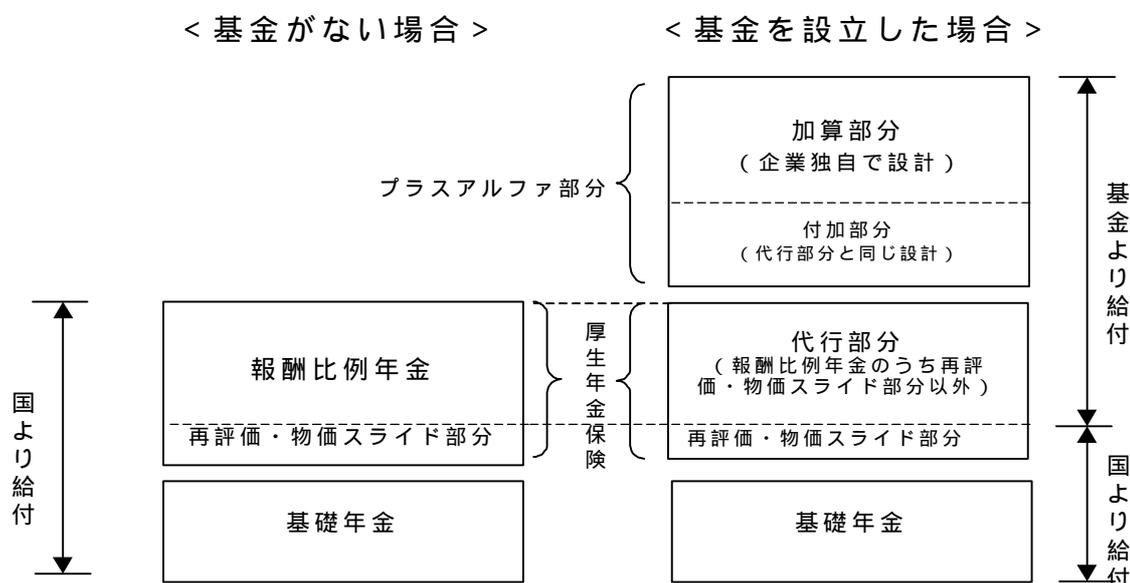
ロ．厚生年金保険の給付の一部代行

基金は、公的年金である厚生年金保険の給付を一部代行する。すなわち、基金は、厚生年金保険として国が支給すべきもののうち、賃金上昇やインフレの調整部分⁵⁶(以下「再評価・物価スライド部分」という)以外の部分(給与の実績と勤続年数からなる年金部分。以下「代行部分」という)を国に代わって給付する(図表 A-3 参照)。代行部分に必要な原資は、本来事業主と従業員が国に納付すべき厚生年金保険料(労使折半)の一部が基金に拠出されるかたちで賄われる⁵⁷。

⁵⁶ 厚生年金保険では、年金額の実質的な価値を維持するために、賃金スライド制と物価スライド制が導入されている。すなわち、5 年毎になされる年金制度の改正の際に、前回改正以降の現役世代の手取賃金上昇率に見合うように年金額が引き上げられるほか、改正から次の改正までの期間において、毎年 4 月に前年の物価変動に合わせて年金額の改定が行われる。なお、賃金スライド制については、1998 年 12 月 2 日公表の年金制度調査会による年金改革試案において当面廃止することが提案されている。

⁵⁷ 企業が国に納付すべき厚生年金保険料のうち、代行部分を賄うために基金に拠出される部分は「免除保険料」と呼ばれ、基金の加入者の年齢構成等に応じて料率が定められている(現在は標準報酬月額率の 3.2%~3.8%)。

(図表 A-3) 基金設立による年金給付の仕組み(加算型方式)



八．企業独自の上乗せ給付

図表 A-3 にもあるように、基金制度では代行部分の給付に加え、企業独自の上乗せ給付が行われる。上乗せ給付（以下「プラスアルファ部分」という）の方式としては、代行型と加算型がある。代行型方式は、給付額が代行部分と同じ方法（平均標準報酬×一定率×加入期間）により算定される「付加部分」のみによって構成される。これに対して、加算型方式は、「付加部分」と企業が独自に設計し上乗せする「加算部分」とを合計したのものによって構成される（図表 A-3 参照）⁵⁸。現在、新設基金は全て加算型方式で設立することとなっており、また、基金全体では約 8 割が加算型方式を採用している（第一勧銀総合研究所[1998]）ことから、本稿では、特に断りのない限り、加算型方式について検討する。

プラスアルファ部分の 1 人当たり支給額は代行部分のその 30% 以上であることが基金の設立認可要件とされており（例規「厚生年金基金の設立認可について」第三の 3）、それに必要な原資は、事業主および従業員が

⁵⁸ 加算型方式を採る場合、付加部分を小さくし、加算部分で給付の厚みを付けるのが一般的とされている（第一勧銀総合研究所[1998]）。

拠出する掛金⁵⁹によって賄われる。

二．確定給付型

年金の給付形態としては、大別して 将来受給できる年金額が報酬や勤続年数に基づいて予め定められているもの（確定給付型）と、 予め年金額が定まっておらず、従業員等の拠出した掛金とその運用益の合計額を基礎として、その範囲内で年金が給付されるもの（確定拠出型）とがあるが、現在の基金制度では の確定給付型のみが認められている⁶⁰（厚年法 132条）。

確定給付型では、予め将来受給される年金額が決められているため、年金資産の運用実績が予定利率を下回るなどの事情により決められた年金支給額に必要な年金資産が不足する場合には、企業は、基金規約を変更して年金支給額の削減等を行わない限り、追加的な拠出をして不足分を補填しなければならない。一方、年金資産に剰余が生じた場合には、それを将来の掛金の削減や給付額の改善に活用することができる。このように、確定給付型は、企業にとっては運用リスクを負うことから財務上の不安定要因となるが、従業員にとっては基金規約の変更がなされない限り将来の年金

⁵⁹ このように、本稿ではプラスアルファ部分を賄うための拠出金を「掛金」と呼び、代行部分を賄うための拠出金を「免除保険料」（注57参照）と呼んで両者を区別する。なお、基金への掛金は、事業主と従業員とで折半するのが原則である（厚年法 139 条 1 項）が、基金規約により事業主の負担割合を増加させることが可能とされており（同 2 項）、実際には全額を事業主が負担するところがほとんどのようである（第一勧銀総合研究所[1998]）。

⁶⁰ もっとも、厳密には確定給付型と呼ぶには従業員の受給権が本論 . 1 . で述べるように確定していなければならないと考えると、受給権の有無が明確とは言えない日本の基金制度は、「給付建制度」であっても「確定給付型制度」ではないとも捉え得るとの見解がある（柏崎[1996]）。確かに、特に在職中の従業員につき年金受給権が認められるかは議論のあるところであり、また、受給のために必要な加入期間を満たした場合（受給資格が認められる場合<本論 . 1 . (1) 参照>）であっても懲戒免職を受けた場合には年金が支給されないか減額される可能性がある。さらに、97 年度より、退職等により受給要件を満たした者（受給者）についてさえも一定の場合には年金支給額の引下げが認められるようになったことに鑑みれば、年金支給額が「確定」していると言えるかは疑問とも考えられる。しかしながら、本稿では、便宜上、原則として将来の年金額またはその算定方法が基金規約により決定しており、それを基に掛金等が算出される形態を確定給付型と呼ぶ。

なお、現在、基金制度においても確定拠出型の早期導入が検討されている（例えば首相の諮問機関である経済戦略会議の最終報告「日本経済再生への戦略」<1999 年 2 月 26 日公表> 参照）。

額が確定していることから老後所得保障という点で優れていると言われる。反面、通常、加算部分の年金の受給資格を得るまでにはかなり長期間（15～20年程度）加入していることが要求されるうえ⁶¹、他の企業に転職する際にそれまでの拠出金の移管や加入期間の通算が限定的にしか認められていない⁶²ことから、途中で脱退する従業員の権利保護の点では問題があると言われている⁶³。

（２）仕組み

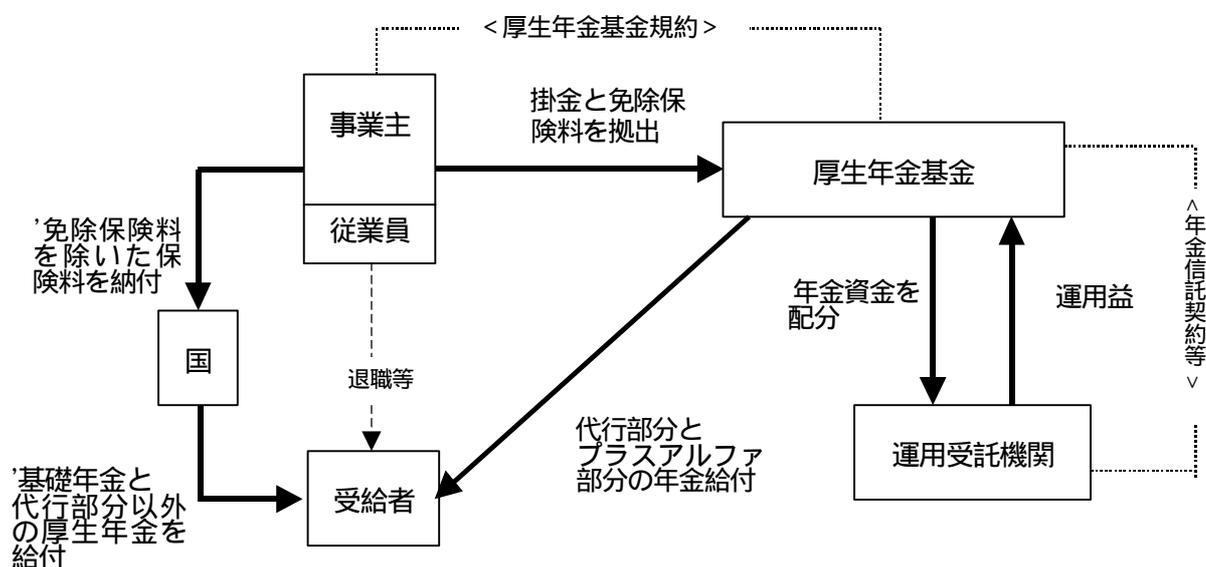
基金制度の仕組みを資金の流れに沿って概観すると、図表 A-4 のようになる。

⁶¹ 本論 ． 1 ． （ 1 ） 参照。

⁶² 同じく基金制度を採用する企業に転職する場合には一部通算制度が認められている。具体的には、代行部分とプラスアルファ部分のうちの付加部分については、途中で基金から脱退した従業員の年金原資は一律かつ強制的に厚生年金基金連合会（以下「連合会」という）に移管され、連合会から年金が支給される。一方、プラスアルファ部分のうち加算部分については、中途脱退者はその年金原資を一時金として受取るか、連合会へ移管して加算年金として受取るかを選択できる。但し、加算年金を選択した場合でも各基金の加入期間を通算することはできず、最終的に受取れる加算年金は、基金毎の加入期間に対応する年金額の合計となり、合計の加入期間に対応する年金額とはならない。また、基金制度を採用していない企業に転職する場合には、加入期間の通算や年金原資の移転が認められていない（第一勧銀総合研究所[1998]参照）。

⁶³ これに対して、確定拠出型では、事業主には追加拠出義務を負わないとのメリットがある。また、従業員にとっては転職の際の年金原資の移管、加入期間の通算が可能のほか、自ら年金資産（掛金等）の投資対象を選別できるという点でメリットがある場合も多いが、一方、年金資産の運用リスクを負わなければならない。

(図表 A-4) 厚生年金基金の仕組み



事業主は、自己および従業員の負担すべき免除保険料および掛金を基金に拠出する。

一方、厚生年金保険料のうち「再評価・物価スライド部分」に対応する部分は、事業主から国に支払われる。

基金は、拠出された掛金等を、年金信託契約や年金保険契約⁶⁴に従って運用受託機関に配分する。

運用受託機関は、年金信託契約等に基づく運用方針に従って掛金等を運用し、運用益を基金へ支払う。

基金は年金資産を原資として、受給者に年金（代行部分とプラスアルファ部分）を支払う。

基礎年金と厚生年金保険のうち「再評価・物価スライド部分」は国が直接受給者に給付する。

以上

⁶⁴ 基金は、年金資産の管理・運用に関して、信託銀行と年金信託契約を、または生保会社と年金保険契約を締結する。これらの契約の締結は法律によって義務付けられており（厚年法 130 条の 2 第 1 項）、信託銀行等は、正当な理由がない限り、当該契約の締結を拒否してはならない（同 5 条）。

【主要参考文献】

- 五十嵐則夫、「米国における事業主の年金会計基準 会計基準形成のスパイラルプロセスと FAS87」、『企業会計』Vol.50 No.5、中央経済社、1998年5月(1998a)
- 、 「年金会計基準の国際的調和にむけて 改訂 IAS 第 19 号『従業員給付』及び日本企業への影響」、『COFRI ジャーナル』No.31、企業財務制度研究会、1998年6月(1998b)
- 伊藤邦雄、「負債会計にみる確率論的パラドックス」、『一橋論叢』第 112 巻第 5 号、日本評論社、1994年11月
- 今福愛志、『企業年金会計の国際比較』、中央経済社、1996年
- 、 「E54『従業員給付』をめぐる年金負債の評価問題 イギリス会計基準審議会の問題提起」、『COFRI ジャーナル』No.28、企業財務制度研究会、1997年9月
- 、 「わが国における労働報酬と企業年金会計の問題点」、『金融ビッグバン・会計と法』、伊藤邦雄・上村達男(編)、中央経済社、1998年(1998a)
- 、 「年金をめぐる諸問題」、『企業会計』Vol.50 No.5、中央経済社、1998年5月(1998b)
- 、 「米国の年金会計基準のディスクロージャー改革」、『旬刊経理情報』No.853、中央経済社、1998年5月(1998c)
- 、 「今なぜ年金会計なのか」、『旬刊経理情報』No.861、中央経済社、1998年8月(1998d)
- 、 「我が国の『退職給付に係る会計基準』の基本的枠組み」、『JICPA ジャーナル』No.518、1998年9月(1998e)
- 大山義広、「企業会計上の年金費用と積立目的の掛金の差異」、『COFRI ジャーナル』No.28、企業財務制度研究会、1997年9月
- 岡田憲和、「社外積立型退職金と使用者の支払義務」、『改正労働基準実例百選』別冊ジュリスト No.98、花見 忠・山口浩一郎(編)、有斐閣、1988年6月
- カー、J.St.G.、『負債の定義と認識』、徳賀芳弘(訳)、九州大学出版会、1989年
- 柏崎重人、「年金受給権と雇用流動化時代 厚生年金基金制度を中心に」、『DIR 年金調査情報』1996年2月号、大和総研、1996年(1996a)
- 、 「年金債務・費用の測定と企業財務評価」、『DIR 年金調査情報』1996

- 年 6 月号、大和総研、1996 年 (1996b)
- 神田秀樹、「厚生年金基金の受託者責任のガイドライン」、『ジュリスト』No.1128、有斐閣、1998 年 2 月
- 企業財務制度研究会、『年金会計をめぐる論点(年金会計研究委員会報告)』、1997 年
- 久保知行、「退職給付(退職金と企業年金)の受給権の確保」、『旬刊経理情報』No.804、中央経済社、1996 年 12 月
- 厚生省年金局(監修)、『平成 9 年度版年金白書 21 世紀の年金を「選択」する』、社会保険研究所、1998 年
- 厚生年金基金連合会、『21 世紀の企業年金』、東洋経済新報社、1997 年
- 斎藤静樹、「財務会計における認識領域の拡大 統一論題によせて」、『会計』第 153 巻第 2 号、森山書店、1998 年 2 月
- 四宮和夫、『民法総則(第四版)』、有斐閣、1989 年
- 清水時彦、「厚生年金基金制度改正について 新たな財政検証を巡って」、『COFRI ジャーナル』No.28、企業財務制度研究会、1997 年 9 月
- 「企業年金の新しい財政検証と母体企業への影響」、『企業会計』Vol.50 No.5、中央経済社、1998 年 5 月
- 証券団体協議会議、「わが国の企業年金と今後の課題」、日本証券経済研究所総合調査部、1998 年 7 月
- 菅野和夫、『労働法(第 4 版)』、弘文堂、1997 年
- 鈴木輝夫、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書のポイント」、『旬刊経理情報』No.861、中央経済社、1998 年 8 月
- 鈴木 裕、「年金基金のコーポレート・ガバナンスに関する研究会報告書の概要」、『旬刊経理情報』No.856、中央経済社、1998 年 7 月
- 生命保険文化研究所(編)、『生命保険新実務講座第 7 巻 法律』、有斐閣、1991 年
- 第一勧銀総合研究所、『図解 年金のしくみ』、東洋経済新報社、1998 年
- 多賀谷充、「我が国の年金会計をめぐる論点と検討方向」、『企業会計』Vol.50 No.5、中央経済社、1998 年 5 月(1998a)
- 、「『退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書』について」、『COFRI ジャーナル』No.32、企業財務制度研究会、1998 年 9 月(1998b)
- 坪野剛司、「企業年金の受給権保護について 年金財政の観点から」、『ジュリスト』No.1128、有斐閣、1998 年 2 月

- 手塚和彰、「退職金の減額」、『労働判例百選』別冊ジュリスト No.134、有斐閣、1995年
- 徳賀芳弘、「アメリカにおける負債概念の変化に関する一考察(1)」、『経済論究』第55号、九州大学大学院経済学会、1982年12月
- 、「伝統的な負債概念から新しい負債概念へ 米国における変化」、『企業会計』Vol.46 No.8、中央経済社、1994年
- 中野 誠、「年金会計生成プロセスにおける従業員の視点の浸透 年金資産・負債の評価と財務報告」、『企業会計』Vol.46 No.10、中央経済社、1994年11月(1994a)
- 、「年金会計における従業員受給権保護の思潮 年金基金の所有権の分析視角から」、『産業経理』Vol.54 No.3、産業経理協会、1994年11月(1994b)
- 西川郁生、「国際会計基準(IAS)改訂第 19号『従業員給付』の概要」、『企業会計』Vol.50 No.5、中央経済社、1998年5月
- 日本銀行金融研究所、「金融取引における受託者の義務と投資家の権利」、『金融研究』第17巻第1号、1998年4月
- 日本経営者団体連盟広報部、『退職金・年金制度事例集』、1995年
- 松本敏史、「わが国の退職給付会計統合の視点 退職給付引当金会計と年金会計」、『会計』第148巻第5号、森山書店、1995年11月
- 広瀬利彦、『年金のしくみと受給の仕方』、中央経済社、1997年
- 平山直充、「発生給付評価方式および予測給付評価方式」、『COFRIジャーナル』No.28、企業財務制度研究会、1997年9月
- 二見員義、「適格退職年金信託の法的問題点」、『信託法研究』第5号、信託法学会、1981年
- 橋詰洋三、『最新労働法第4版』、総合労働研究所、1995年
- 堀 勝洋、『年金制度の再構築』、東洋経済新報社、1997年
- 森戸英幸、「退職給付の受給権保護 企業年金・退職金のポータビリティと不利益変更」、『ジュリスト』No.1128、有斐閣、1998年2月
- 弥永真生、「オフバランス項目と商法計算規定または証券取引法における資産・負債概念 資産と負債の相殺表示の可否を中心として」、『現代企業立法の軌跡と展望』、落合誠一・江藤憲治郎・山下友信(編)、商事法務研究会、1995年
- 、「デリバティブと企業会計法』、中央経済社、1998年

山田辰己、「『従業員給付』に係る国際会計基準の改訂」、『旬刊経理情報』No.852、
中央経済社、1998年5月

山田正次、『変革期の企業年金戦略』、日本経済新聞社、1996年

山田浩史、「年金会計基準の検討にあたって 実務の立場から」、『COFRIジャーナル』
No.28、企業財務制度研究会、1997年9月

ライフデザイン研究所、『年金白書(平成9年版) 始動する企業年金の改革』、1997
年

若杉敬明・清水 栄、『運用の時代の年金戦略 理論と実践の融合』、財経詳報社、
1997年